

神戸市立中央図書館所蔵

神戸駐在英國領事館の裁判記録邦訳 (凡)

——一八七二年九月より一八七二年一月までの記録——

岩村等

凡例

資料

- (1)~(10) [以上第一五号]
- (11)~(24) [以上第一六号]
- (25)~(42) [以上第一九号]
- (43)~(57) [以上第二〇号]
- (58)~(63) [以上第二一号]
- (64)~(82) [以上第二二号]
- (83)~(112) [以上第二三号]
- (113)~(149) [以上第二四号]

(113) 女王対ロバート・アーネスト・プライス

No. 33 刑事

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一月一四日月曜日

女王 日本税関の訴えにより

対

ロバート・アーネスト・プライス  
(Price)

告発者も被告も出廷しなかつたので、本件は、明日一〇月一五日火曜日一〇時まで延期された。

署名 H・S・ウィルキンソン  
 女王陛下の副領事  
 にして領事代理  
 兵庫大阪英国領事館の印

(114)

ロバート・エディス・ハリス対ジョン・ピクル、  
 フレデリック・ジョーンズ、ジェームズ・ノック  
 ス、ヘンドリック・リンストローム、ウィリアム・  
 キング、アルフレッド・ピニック、ウィリアム・  
 フック、アイザック・ニューソン、ジョン・A・  
 マックリー、アレキサンダー・キルグレン

警察

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一〇月一四日月曜日

副領事にして領事代理 H・S・ウィルキンソンの前で

ロバート・エディス・ハリス

対

ジョン・ピクル (Pickel)

被告人らは、兵庫に  
 おいて一〇月二三日

(108)

フレデリック・ジョーンズ (Jones)  
 ジェームズ・ノックス (Knox)  
 ヘンドリック・リンストローム  
 (Linström)  
 ウィリアム・キング (King)  
 アルフレッド・ピニック (Pinnick)  
 ウィリアム・フック (Hook)  
 アイザック・ニューソン (Newson)  
 ジョン・A・マックリー (McRae)  
 アレキサンダー・キルグレン (Kilgren)  
 全員ホワイト・アダー号の船員

ジョン・ピクルは、告発に対して何か言わねばならないかと尋ねられて、罪を認めた。彼は、帰船して仕事を開始するつもりかと質問された。彼はしないと答えた。

判 決 (商船法二四三—五條、枢密院令七四條)

一二週間収監されるべし、訴訟費用一ドル五〇セントを支払うべし、六日間の賃金を船に没収する、および (高等法院の認可を条件として) 収監費用を支払うべし。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事  
 にして領事代理

に上記船上において、右舷錨を巻き上げるように命令した、一等航海士ジョン・ロビンソンの適法な命令に服従せず、二四時間にわたる拒否しつづけたことについて告発されている。

フレデリック・ジョーンズは、告発に対して言うことはないかと尋ねられて、彼が業務を拒否し、船ではもはや働くつもりはないということ以外には何も言うことがないと言った。

判 決

一二週間収監され、訴訟費用一ドル五〇セントを支払い、六日間の賃金は船に没収されるべし、および収監費用を支払うべし。

HSW

ジェームズ・ノックスは、有罪であると言って、再度乗船することを拒否した。

判 決

一二週間収監され、訴訟費用一ドル五〇セントを支払い、六日間の賃金は船に没収されるべし、および収監費用を支払うべし。

HSW

ウィリアム・キングは、有罪であると言って、再度乗船することを拒否した。

判 決

一二週間収監され、訴訟費用一ドル五〇セントを支払い、六日間の賃金は船に没収されるべし、および収監費用を支払うべし。

し。

HSW

ヘンドリック・リンストロームは、仕事を拒絶したと言って、再度乗船することを拒否した。

判 決

一二週間収監され、訴訟費用一ドル五〇セントを支払い、六日間の賃金は船に没収されるべし、および収監費用を支払うべし。

HSW

アルフレッド・ピニックは、服従を拒否したし、今なお義務を果たすことを拒否すると陳述した。

判 決

一二週間収監され、訴訟費用一ドル五〇セントを支払い、六日間の賃金は船に没収されるべし、および収監費用を支払うべし。

HSW

ウィリアム・フックは、仕事を拒否し、今なお職務を果たすことを拒否すると陳述した。

判 決

一二週間収監され、訴訟費用一ドル五〇セントを支払い、六

料 日間の賃金は船に没収されるべし、および収監費用を支払うべし。

HSW

資 アイザック・ニュートンは、仕事を拒否したし、今なお帰船することを拒否すると陳述した。

判 決

一 二週間収監され、訴訟費用一ドル五〇セントを支払い、六日間の賃金は船に没収されるべし、および収監費用を支払うべし。

HSW

ジョン・アングス・マックリーは、仕事を拒否したし、今なお拒否すると陳述した。

判 決

一 二週間収監され、訴訟費用一ドル五〇セントを支払い、六日間の賃金は船に没収されるべし、および収監費用を支払うべし。

HSW

アレキサンダー・キルグレンは、仕事を拒否したし、今なお拒否すると陳述した。

判 決

一 二週間収監され、訴訟費用一ドル五〇セントを支払い、六日間の賃金は船に没収されるべし、および収監費用を支払うべし。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事  
にして領事代理

兵庫大阪英国領事館の印

(115) ジョン・ヘンリー・ウィグナル対ウィリアム・

ハウルズ

No 70

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一〇月一四日曜日

副領事にして領事代理 H・S・ウィルキンソンの前で

ジョン・ヘンリー・ウィグナル 原告は、一八七二年八月三〇

対

ウィリアム・ハウルズ 日付の約束手形について一二三ドルの支払いを請求する。

被告は出廷し、債務が当然支払われるべきであると認めた。

命 令

半額は即座に支払われ、半額は三〇日以内に支払われるべし。即座に支払われる半額は、ハウルズ対ビノーの訴訟において法廷に払い込まれた金員から支払われるべし。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事

にして領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

訴訟費用五ドルは被告によって即座に支払うべし。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事

にして領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

(110) ルウィス・クニフレル、グスタフ・レデリエン

およびアウグスト・エバース対リューイン・ジ

ョセフおよびハリー・ジョセフ(一)

No  
62

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一〇月一五日火曜日

(111)

L・クニフレル商会のもとで商売を営むルウィス・クニフレル、グスタフ・レデリエンおよびアウグスト・エバース

対

L・ジョセフ商会のもとで商売を営むリューイン・ジョセフおよびハリー・ジョセフ

被告は、上記契約の条件によれば、原告に対して占有権を保有する権利を与えられており、

第二に、そのような契約とは別に、被告が望むかぎり占有権を保有すべきであるという了解が原告と被告との間にあったと主張する。

原告は、代理人クリスチャン・エバースが出廷し、被告の一人であるリューイン・ジョセフが彼自身と共同経営者の代理として出廷した。

原告は、被告がそのもとで占有している契約であると認められた一八六九年七月一六日付の契約を提出した(証拠A)。

原告は、被告によって受領されたと認められている一八七二年七月三〇日付の解約予告書をも提出する(証拠B)。

(114)

料

原告は、被告によって受領されたと認められている占有を明け渡すように被告に要請した一八七二年九月二日付の手紙をも提出する(証拠C)。

資

原告は彼の主張を陳述したが、被告は、被告が望む限り占有を継続するという了解があったことを示す証拠を提出すると申し出た。被告は、契約の作成に関連して詐欺を証明するつもりはないと述べた。被告は、口頭証言を与える彼の目的は、賃貸借契約の意思がなんであるかを示すことであると陳述した。

そこで、上記証言はその目的にとつて承認しがたいと決定され、許可されない。

そこで被告は決定に異議を唱えた。

被告は、公正な条件で賃貸借契約を解除することを交渉するよう申し出た一八七二年五月二〇日付の原告からの手紙を提出する(証拠D)。

被告は、受領されたと原告が認め、問題を仲裁に委ねるべしと勧める一八七二年七月三〇日付の手紙を提出する(証拠E)。

判決

件の家屋敷は、被告によって原告に対し即刻明け渡されるべしと判決する。訴訟費用二四ドル五〇セントは、被告によって一週間以内に支払われるべし。

署名 H・S・ウィルキンソン  
女王陛下の副領事  
にして領事代理  
兵庫大阪英国領事館の印

(117) 女王対ロバート・アーネスト・プライス

No 33 刑事

女王陛下下の裁判所

一八七二年一〇月一五日火曜日

副領事にして領事代理 H・S・ウィルキンソンの前で

女王 日本税関の訴えによる

対

ロバート・アーネスト・プライス } 被告は、日本の税金を脱税する意図でもつて一八七二年九月二七日に虚偽の申告をなしたことについて告発されている。

被告は、脱税の意図を持っていたことを否定し、当時、被告は、最初の許可書にまちがった重量を書いたことを知らなかった。被告は、申告書に署名したことを認めている。

小林権大属が、大阪に滞在中で不在の税関所長厚東樹臣の代理として出廷した。

杉浦少属は、真実を語るように正式に警告され、そうすることを約束して陳述した。八月二五日(一八七二年九月二七日)に、私は、この許可書にある箱を調べた。箱の約半分は波止場にあった。私は、重さをはかり検査した。最初に、私は、五つの箱の重さをはかった。私が調べたところでは、五つの箱の重量の平均は六四ポンドであった。ひとつの箱の重量を調べて、全体の重量を評価した。このようにしてなされた計算は、他のところの計量よりも超過していた。非常に重量超過であること(四)を発見したので、私は他の五つの箱の重さをはかった。これらの箱は最初の五箱と同一の重さであることがわかった。風袋は一六ポンドであった。箱を開封しなかつたので正確な風袋はわからなかつた。それゆえ、私は、風袋を調べるために箱を空にすることが必要であると、被告に言った。しかし、まさに船積みされようとしている箱をあげることは商人にとって不都合であったので、私は、空の同一の箱を持ってくるように被告に申し入れた。被告はひとつ持つてきたが、計量すると一五ポンドであった。これを基礎に、私は、被告の許可書にあるように、全重量を五五〇・〇〇のかわりに六〇八・八九日本ポンドとしたのである。

被告に対して。茶の関税を支払う上で、総重量ではなく茶に

関税が支払われる。私は、あなたに五八・八九ポンド以上であると言った。私は、九ピクル多いとは言わなかつた。あなたが修正された許可書を持つていたことについては記憶にない。

法廷に対して。箱が運ばれたのちに計量した時に、被告の評価よりも重量が五八・八九ポンド多いと、私は被告に言った。彼は、九〇〇カティ以上であるということについては少なくとも話さなかつたと主張している。

署名 杉浦少属

フランク・アプトン (Frank Apton)、兵庫税関、は正式に宣誓して陳述した。一六日か一七日以前に、被告は、税関にやつてきた。前証人が私のところへやつてきて、提出された申請書よりも重量が大幅に超過していると私に言った。彼は、フィシャー氏にそのように言つてほしいと私に頼んだ。私は、重量が超過しているとプライス氏に言った。何ポンドかは知らない。私は、前証人に、はっきりさせるために、五つの箱を計量したほうがよいと言つた。彼はそうしたが、私の計算では各々の茶箱につき約三ポンドの差があつた。私は、当時の税関の担当官小林氏に話した。彼は、日本人が思つた事に従つて、新しい申請書を書き、真実の重量を記すように彼に伝えるように私に言った。プライス氏にとっては不都合である箱の開封をしなかつた

料  
ので、杉浦氏が真実の風袋を知らなかったので、もうひとつ箱

資  
を持ってくるように私は被告に依頼した。プライスが当時から、あるいは立ち去って箱を持ってきたあとか、いずれの場合に申請書を書き上げたかどうかはつきりしないが、彼が申請書を書き上げたことは確かである。税関が彼の茶を通過させるが、イギリス領事館に訴えるつもりだということも私は彼に言った。

彼は、商品を一組忘れて間違いを犯したと言った。

被告に対して。私は、税関があなたの責任を問うつもりであるが、船積みあなたが望んでいるので茶を通過させるとあなたに言ったことは確かである。

法廷に対して。私は、彼に話しかけていたのは一一時頃であったと思う。私は、九ピククルについては覚えていない。最終申請書については、私は、税関が計量した重量によつて作成するように被告に言った。その時、私は、税関役人が私に示した重量を彼に示した。申請書を彼から私が受け取ったかどうか、私は思い出せない。

署名 フランク・アプトン

小林権大属は、真実を語るように正式に警告され、そうするように約束して陳述した。杉浦は、間違いを私に報告した。私は、被告に会わなかった。

署名 小林租税権大属

杉浦少属。私は、平均重量を六四ポンドとし、風袋一六ポンドを除いて、四八英国ポンドであった。一七九八箱で、六〇八・八九日本ポンドとなる。私は、それが六〇八・八九ポンドであると被告に言った。

署名 杉浦少属

チャールズ・ヘンリー・コブデンは、正式に宣誓して陳述した。これは、二つの許可書の中で言及されている一七九八箱の茶箱の真正の計算書である。

署名 C・H・コブデン

被告は、茶の数量を追加する上で間違つたと陳述する。重量の違いに最初に注意した時に、もっと詳細に帳簿を調べ、それから正確な重量を調べて、許可書に記入したと被告は主張する。最初の許可書を作成した時には、五五〇ピククル以上あるとは知らなかったと主張する。

判決

問題は、被告が最初の許可書作成時に、五五〇ピククル以上の茶があることを知っていたかどうかということである。茶箱の平均的重量が被告の陳述した重量よりも多いことに気づいた時に、彼は家へ帰り、もっと正確に重量を見分けて、その重量に



従つて第二の許可書を作成したということが被告の陳述である。税関側に召喚された証人の一人は、許可書の重量が、証人が茶箱の平均を計量することによつて得た重量であると主張する。彼は、資料を示したが、彼の資料が正しいのであれば、彼の計算は間違つており、この点から私は該証人を信用しない。この点において、被告の陳述は、最後の証人によつて裏付けられていると私には思われる。被告は、重大な不注意という点では有罪であるが、私は、被告が虚偽の申告を作成しているということを知っていたとは思わない。

それゆゑ、私は、告発を却下する。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事

にして領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

(118) 松屋五郎兵衛対アルバート・モリス(-)

№ 75

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一〇月一五日火曜日

(120)

松屋五郎兵衛

対

アルバート・モリス

る。

被告は、債務を認めた。

№ 76

松屋五郎兵衛

対

アルバート・モリス

る。

する。

判決

七五番の件については、被告が原告に、九九ドルと訴訟費用三ドルとを一カ月以内に支払うべし、七六番の件については、被告が九九ドルを原告に、および訴訟費用三ドルとを一カ月に内に支払うべしと命ずる。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事

にして領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

一八三

(119) C & J 貿易商会对ウィリアム・ハウルズ

No 64

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一〇月一五日火曜日

副領事にして領事代理 H・S・ウィルキンソンの前で

C & J 貿易商会

対

ウィリアム・ハウルズ

原告は、約束手形の残金一六三ドル七六セントを請求する。

被告は、出廷し債務の支払期限が来ていることを認めた。

判決

被告は、原告に対し一六三ドル七六セントを、訴訟費用五ドルとあわせて支払うべしと命令する。このうち八ドル八八セントと訴訟費用五ドルとはただちに、残金は三〇日以内に支払われるべし。ただちに支払われるべき金員は、ハウルズ対ビノールの訴訟において法廷に払い込まれた金員から支払われるべし。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事

にして領事代理

(120)

兵庫大阪英国領事館の印

一八四

(120) アレキサンダー・ロス対ジョン・ウィリアム・ミラー

No 77

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一〇月一六日水曜日

アレキサンダー・ロス

対

ジョン・ウィリアム・ミラー

原告は、召喚状を撤回するよう  
に申請する。

命令

召喚状は撤回されるべし。

原告は訴訟費用二ドルを支払うべし。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事

にして領事代理

兵庫大阪英国領事館の印

(122)

No. 34 刑事

(12) 女王対ウィリアム・メルビル

女王陛下下の裁判所 兵庫

一八七二年一月一日水曜日

女王、亜楮の訴えによる。

対

ウィリアム・メルビル  
(William Melville)

被告は、亜楮に対する身体傷害の誘  
因となる暴行を働いたとして告発を  
受け召喚に従わない。

亜楮は、真実を翻訳すると誓約したリン・チョンを通じて正式に宣誓して陳述した。私は、酒と雑貨が販売されている中央通の三番に住んでいる。三日前に被告がやってきて、支払いをしたジンを何本か買い、それから、ビールを何本か求めたが金をもっていなかった。金がないのであれば掛け売りはできないと私は言った。あなたは金つまりだから何も買わないほうがいいと私は言った。そうすると、被告は、ビールがはいったタンブラーをつかんで、ビールを私にかけ、それからタンブラーを私の頭になげつけた。そこで、私は、駐在所へ走って逃げ、警官に被告をつかまえてくれと頼んだ。それから、私は、領事館に来た。今提出する私の服は、タンブラーで切れた私の頭から出た血で汚れている。

(123)

被告に対して。私は、あなたがこの人の家にはいつていくのを見た。あなたは洗たく屋に会いたと言った。あなたが入ってきた時に、ステッキを振り回し、やかましくしゃべった。私は、この男があなたの服を持って行って、かばんの中に入れたのは見なかった。

法廷に対して。私は、被告にタンブラーを投げつけなかった。これらのことは四時半にあった。

署名 亜楮

署名 クー・リン・チョン通訳

これで、告発者のための陳述を終える。

阿敬は、正しく翻訳することを誓約したクー・リン・チョンを通じて、正式に宣誓し陳述した。

被告に対して。私は事件を見た。三日前に、被告は、私の家に行って、洗たく屋に会って、服を返してほしいと言った。洗たく屋は、三五着の服も一緒に持つてくるつもりであった。洗たく代は、一着一ドル六セントであった。彼は、一ドルだけを払った。私は残りの六セント払うように頼んだ。彼は一銭もないと言った。私は、洗たく物は別の人が持っていると言った。私は、あなたが住居を転々と変えるので、洗たく屋はあなたの家を知らないと言った。彼は、四、五人の飲み友達を連

料

資

れてきた。私は、被告に、あまり飲み過ぎないほうがよいと言ったが、まもなくあなたは酔っ払ってしまった。それから、被告は、私は酔うことができないとわかったと言った。そこで、私は、夕食を望んでいた一〇人の紳士に会いに二階へ上がった。長らく、私は、被告を知っているが、告発人は初顔である。二階にいる間に、一階で何が起こったか私は知らない。あなたが私のところへやってきた時には、あなたは半ば酔っていた。服をカバンに入れた時に、あなたは荒々しく押し入れた。法廷に対して。私は、中央道の三番に住んでいる。私は、食堂を経営している。私は、暴行を見なかった。私は、彼に、行ってビール一瓶を持っていけと言った。私は、告発人に、金を取らずに被告にビールを一瓶与えよと言った。告発人はビールを与えた。私は、被告がビールを受け取るのを見た。

署名 阿敬 (X)

ウィリアム・ジョンソンは正式に宣誓して陳述した。私は、ロバーツ氏とブラックバーン氏と共に日本人町に住んでいる。私は、領事館に登録されていない。私は、阿敬の店へラムゼー (Ramsey) 氏とメットカーフ (Metcalfe) 氏と一緒にいった。私は、ラムゼー氏その他よりも先に着いた。私は、被告が服を入れたカバンを持っていた。それから、我々は、ビールを飲ん

だ。阿楮は、彼が滞在しているメルビル氏の家に服を送るために、服を積み込む人力車を呼びにいった。彼がそれらを人力車に積み込んだあとで、彼はもっとビールをほしがった。告発人は小瓶をあけた。メルビル氏はさらに三本ほしいと言った。四本になった。彼はだめだと言った。彼は開栓しようとはしなかった。被告は、告発人を侮辱的に扱ひ、ビールを与えないと言つてげんこつでなぐつた。少し一杯機嫌になっていたメルビル氏は、グラスを取つて告発人の頭にビールを浴びせ、グラスを下に落とした。メルビルがグラスを落とした時に、この男はそれをひろつて、悪意を込めてメルビル氏にほうり投げた。それはメルビル氏の頭をちょうどかすめた。そこでメルビル氏は、ビールを注いだものと同じ瓶を持ち上げて、彼の頭をなぐつた。それが彼の傷である。

法廷に対して。メルビル氏の頭をかすめたグラスは、もうひとりの中国人の家にはいった。私はイギリス人である。私は三年前に当地にやってきた。大阪で私は働いていたが、その仕事で一銭ももらえなかった。被告は少々話し好きである。家の中で杖は使用されなかった。被告は、小さいビールの瓶を一本もらつて、ジャック (阿敬) に会いに行った。阿敬は、瓶が与えられるところを見なかった。被告は、服の代金はすべて支払つ

た。

判 決

署名 W・ジョンソン

被告ウィリアム・メルビルは、一五日間取監されるべし、さらに、五ドルの訴訟費用を告発人に支払い、二ドルの法廷費用を支払うべし。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事  
にして領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

(122) ジェームズ・モンタギュー・ブルックス対アイ

ザック・ウォーカー

№35 刑事

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一〇月二六日水曜日

ジェームズ・モンタギュー・ブルックス 被告ウォーカーから

対

アイザック・ウォーカー

身体に傷害を受けた  
と宣誓証言する告発

人の告発状によって発行された令状により、被告は、出頭させられてゐる。

ナガエは、真実を語ることを正式に約束した。昨夜六時頃、私は、告発人と被告とが一緒にいるのを見た。私は、ブルック氏の帽子が引き下げられるのを見た。だれが帽子を下げたのかは見なかった。私は鉄道少属である。

署名 ナガエ

ジェームズ・モンタギュー・ブルックスは正式に宣誓して陳述した。被告は昨夜私をなぐつた。私は、彼をおこらせるようなことは一切しなかつた。

被告に対して。あなたは、げんこつで私をなぐつた。

署名 J・M・ブルックス

被告自身の自白により、被告が謹慎すべきことは明白である。

命 令

被告は、彼自身について二〇〇ドル、二人の保証人について各々一〇〇ドルを寄託し、六カ月間治安を維持するために謹慎すべきことを命ずる。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事

兵庫大阪英国領事館の印

被告は、被告自身について二〇〇ドルを支払う義務があり、さらに二四時間以内に二人の保証人を差し出す保証金として二〇〇ドル寄託しなければならないことを認めた。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事  
にして領事代理

(123) ジョージ・フラートン対ヘンリー・マンフォード、

エドワード・ハイナードおよびダンカン・

ブラック

No. 21、22、23 警察

女王陛下の裁判所、兵庫

一八七二年一月十七日木曜日

副領事にして領事代理 H・S・ウィルキンソンの前で

ジョージ・フラートン (Fullerton) 被告らは、一八七二年

英国船ゾーラル号の船長

対

一〇月一六日から一七日まで、許可なく英国

(124)

ヘンリー・マンフォード (Manford)

船ゾーラル号を離船し

エドワード・ハイナード (Hinard)

たことよって告発さ

ダンカン・ブラック (Black)

れている。

被告らは告発を認めた。

命令

被告らが船に送還され、各自、逮捕の費用五ドルと訴訟費用一ドル五〇セントとを給料から控除して支払うべしと命令する。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事  
にして領事代理

兵庫大阪英国領事館の印

(124) ヘンリー・レネル対ホールとホルツツ)

No. 72

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一月十七日木曜日

副領事にして領事代理 H・S・ウィルキンソンの前で

ヘンリー・レネル (Reynell) 被告の代理人は、一月一六日

(130)

対

ホールとホルツ (Holts) まで答弁を延期する申立を審問するために、一八七二年一〇月一八日金曜日午前一〇時に原告が出廷するよう喚問することを申請した。

命令

召喚状を発行せよ。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事  
にして領事代理

兵庫大阪英国領事館の印

(125) ヘンリー・レネル対ホールとホルツ(二)

No 72

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一〇月一八日金曜日

H・S・ウィルキンソンの前で

ヘンリー・レネル

被告の代理人エドワード・チャールズ・カ

対

ービーは、申請により、答弁のための期間

ホールとホルツ を一月一六日まで延期するように申し込

(431)

んだ。

原告ヘンリー・レネルは本人が出廷し、申請に反対した。

命令

一月一日に審問のための陳述が設定され審問がなされることに被告が反対しないであろうという了解のもとに、答弁期間を一月九日まで延期することが、合意にもとづき命令された。

申請と命令の費用四ドルは被告が支払うべし。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事  
にして領事代理

兵庫大阪英国領事館の印

(126) ホワイト・アダー号の船員の移送の件

No 14 20 警察

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一〇月一八日金曜日

副領事にして領事代理 H・S・ウィルキンソンの前で

英国船ホワイト・アダー号の船員ヘンドリック・リンストロ

(432)

料

資

ーム、ウィリアム・キング、アルフレッド・ピニック、ウィリアム・フック、アイザック・ニューソン、ジョン・アンガス・マックリリー、アレキサンダー・シルグレンの事件において、彼らは、一八七二年一〇月一四日に法廷の前で有罪を宣告され、一二週間の収監を申し渡された。

上記船舶の船長ロバート・エデイス・ハリスは、上記の船員達の労務が必要とされていると申し立て、一八五四年の商船法第二四八条により航海を進めるために船上に彼らが移送されるように要請した。

命令

船員達が、要請どおり船上に移送されるべしと命令する。本命令の費用は、申請者により支払われるべし。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事

にして領事代理

兵庫大阪英国領事館の印

(127) ジョージ・フライトン対ヘンリー・マンフォード

ドおよびダンカン・ブラック

No 24 25 警察

(133)

一九〇

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一〇月一九日土曜日

女王陛下の副領事にして領事代理 H・S・ウィルキンソンの前で ジョージ・フライトン、

英国船ゾーラル号の船長

対

ヘンリー・マンフォード

ダンカン・ブラック

上記船舶の船員

被告は、告発を認め、職務のために乗船することを拒否している。

判決

一〇週間収監され、訴訟費用一ドル五〇セントと逮捕の費用五ドル二五セントと収監の費用とを支払うべし。出港まえに船上に送還されるべし。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事

にして領事代理

兵庫大阪英国領事館の印



(129) 女王対ルイス・ペドロ

№36 刑事

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一〇月二一日月曜日

副領事にして領事代理兼刑事事H・S・ウィルキンソンおよび補佐人ジョン・ウィルソン・ヘンダーソンとアイザック・ロバート・ブキャナンの前で

女王

対

囚人は、第一に、殺意をもってジョン・ルーサーフォード・クレイクを溺死させようとしてルイス・ペドロ) たこと、第二に、重傷を与えようとして危害を加えたことでもって告発されている。

囚人は、罪状認否を問われて、無罪を主張する。

囚人は、弁護すべき人がいないので、自分でやるつもりだと主張する。

ジョン・ルーサーフォード・クレイクは、正式に宣誓して陳述した。私は、英國船オケアーナ号の見習である。私は、九月二二日の日曜日のことを覚えてゐる。夕食後、私は、ルイス・ペドロ——囚人——と一緒に上陸した。我々は、山の中へ歩い

(134)

てはいつて行き、夕暮までそこにいたが、帰船する時間であると考えたので、私はそうしようと彼に頼んだ。彼はその時にも言わなかったが、岸壁に着くまで、私は、頼み続けた。その頃暗かったが、我々がアメリカ波止場に着いた時に、ペドロは私を海に投げこんだ。私は、自分でサンパンを呼んで、船の中へふみ込もうとしたが、ちょうどその時彼は私を海の中へ押した。彼が押した時に、私は、一方の足をサンパンにかけ、一方は海の中にあつた。日本人船頭の助けで海からあがつた後、再び私は岸壁に沿つて歩いた。我々は再び戻つたが、その時、水先案内人がサンパンに乗り込もうとしていたので、私は、彼に一銭もないので船賃をくれないかと頼んだ。ルイス・ペドロもはしけの船賃を払う金を持っていないと言つてから、立ち去ろうとした。私は、彼が私をほうり投げたものとは異なるサンパンで彼と一緒に乗船した。翌朝、一等航海士が船から落ちたのかと私に尋ねた時に、私は、ぬれた衣服をほしているところだった。ペドロが船尾にやつてきたあとで、一等航海士は、私に何をしたのかとペドロに聞いた。ペドロは、一等航海士に、彼が私を海中にほうり投げ、「彼が今ここにいることについて彼自身よく考える必要がある」と言つた。私が海中からはいあがつた時に、彼は、その日の彼に対する私の卑劣な行動のため

料に、私を溺死させるつもりであったと言った。

囚人に対して。私が海中からはいあがった時に、あなたは、私を溺死させるつもりであると私に言った。

資

J・W・ヘンダーソン補佐人に対して。ペドロは、完全にしらふではなかった。そうした事態において、彼は、十分にしらふであった。私が彼に甲板に来るように頼むまで、我々は、不愉快な言葉を一切かわさなかった。それから、彼は、私に毒づききののしるようになった。

法廷に対して。一銭も持っていなかったのです、彼がそのように企てたあと、私は、彼と一緒に乗船した。その後、私は、遊びで彼と一緒に上陸した。その夜以後は、彼とは同じボートではなかった。その後、一度だけ私は彼と一緒に上陸した。私は、彼以外のボーイの一人と一緒に行ったが、偶然彼と海岸であった。ペドロが私を本当に溺死させようとは望んでいなかったという見解を私はとらない。私はおぼれたけれども、水の中へはいった。私はすこし水を飲んだ。沢山飲むほどには水の中に長くいなかった。私は泳げない。

署名 ジョン・ルーサーフォー

ド・クレイク

ウィリアム・アレキサンダー・ワトソンは正式に宣誓した。

私は、英国船オケアーナ号の一等航海士である。私は囚人を知っている。彼は、同船のコックで給仕である。私は、九月三日の月曜日のことを覚えていいる。私が聞くまで、クレイクは何かいかなかった。私は、彼が乾かすためにぬれた衣服をかけていたので、水にはいつていたのかと私は彼に聞いた。クレイクが私に言ったことをもとに、私は、ペドロに、どうしてボーイを水の中につき落したのかという趣旨のことを聞いた。ペドロは、そうするだけの理由があると私に言った。ペドロは、クレイクがどのような人間であるかを見るために、クレイクが航海士によって船尾に送られてきたのだと私にあとで言った。

署名 W<sub>m</sub>・A・ワトソン

被告は、証人を呼ぶ必要は一切ない、というのは、私が彼を殺したいという証拠をクレイクは持っていないからであると主張した。私は、その少年を水の中へ引き込むつもりであると、航海士には言わなかった。私は、船長から私が五ドル紙幣を盗んだかどうかを見に海岸へこいと少年に言っただけである。他の一晚、その少年は、私と一緒に出かけた。彼は、私と一緒にボートに乗り込んだ。

事実認定

一、殺人の意図を持って、引っぱり込もうとしたことについて

ては無罪である。

二、重傷を負わせる意図を持って、重傷を負わせたことについては無罪である。

三、不法に重傷を負わせたことについては有罪である。

判決

三か月間収監され、訴訟費用三ドル五〇セントを支払うべし。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事

にして領事代理

我々は同意する。

署名 J・W・ヘンダーソン

署名 I・R・ブキャナン

(129) ジョージ・シンプソン・カー対ルイス・ペドロ

No 8 警察

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一〇月二一日月曜日

副領事にして領事代理兼判事 H・S・ウィルキンソンの前で

(430)

ジョージ・シンプソン・カー  
(英國船オケアーナ号の船長)

対

ルイス・ペドロ (同船のコック兼給仕)

囚人は、一〇月六日に船尾甲板を退去する際に、上記船舶の船長の注意深い命令に故意に従わなかったことで告発された。

ジョージ・シンプソン・カー、英國船オケアーナ号の船長は、正式に宣誓して陳述した。私は、一〇月六日のことを覚えている。その日の正餐時に、私は、コック兼給仕のルイス・ペドロが外見上酔っ払っており、正餐の席にでは不似合いであると判断した。正餐後、航海士と大工とが許可を得て上陸した。午後三時頃、私は、甲板へ行って、外輪の近くの船尾甲板に囚人が横たわり寝ていることを発見した。そこで彼が横になることを許すことができなかったので、私は、彼に起きてベッドに行くように求めた。最初、彼は、そうすることを拒否した。彼が立ち上がって非常に不穏当なことを使用した後に、私は、その日は日曜日であるので、静かに下へ行くように頼んだ。私は、船の中で雑音があるのを望まない。彼の居場所が船尾の方であるので、彼は、船尾甲板では私と同じ権利を持っていると断言し、私の足もとに近い船尾甲板の他の側に寝ころんだ。静かに行こうとしないことがわかったから、私は、助けを

(439)

料 二等航海士に求め、彼を前へ押した。主甲板にやってくるや、彼は、船尾楼へやってこいと挑んだが、もし私がそうしていれば、私にとって事態はもつと悪化したであろう。静かにしようとしなないことがわかったので、私は、上陸して警察官の助力を得るために、準備をしようとして下におりた。そうこうしているうちに、囚人は私のあとから船室に飛びこんできた。私を傷つけるのではないかと思ったので、二等航海士と年長の見習いとの助けを借りて、被告の首に手錠をかけた。それから、私は、上陸してガワー氏に告訴し、ガワー氏は、二人の警官を派遣して、陸地へ彼を連行した。

被告に対して。私は、木製の索止栓を手持ったが、あなたを全くなぐらなかつた。私は、木製の索止栓以外には一切手にとらなかつた。あなたは、ナイフと火かきとを持った。

署名 ジョージ・S・カー

ジョン・ルーサーフォード・クレイク、同船の見習。私は、一〇月六日のことを覚えていゝる。船長が甲板にやってきて、囚人が船尾甲板に寝ているのを発見したのを見たことを私は記憶している。船長は、彼をつかんでゆきぶり、前の方へ行つてお茶の用意をするようにと言つた。彼は、起き上がつて甲板の片側側面に歩いていき、また寝てしまつた。再度、船長は、彼に船尾

甲板を離れるように言つた。ルイス・ベドロは、船長にそうするつもりはないと言つてから、オケアーナ号にいる何人とも同じだけの権利を船尾甲板上に自分もつていゝると言つて、船長に対して悪態をついた。それから、船長は、二等航海士と年長の見習とに、彼に手錠かける手助けをしろと命じた。この時、彼は船尾展望台に向かつて走り、手錠をかけないほうがいゝぞと言つて火かき棒をつかんだ。それから船長は下へ行つて、そのあと被告人があとにつづいて船室にはいつたのである。次に私が彼を見た時には、彼は、首に手錠をはめられていた。彼は、手伝つた見習をおどしながら主甲板へ行つた。彼は、船尾ハッチに手錠を打ちつけてはずそうとした。それから、彼は前へ走つてナイフを手に入れたので、二等航海士が彼をおいかけ、もうひとつのナイフを手にして、生命がおしければ罪をつくるなどベドロに言つた。彼は、この囚人であつた。それから、二等航海士は、どうするつもりだと聞いた。彼は、「おれはスペイン人だ」と言つた。そこで、二等航海士は彼からナイフをとりあげた。他の手錠はなかつたので、彼は、巡査がやってきて陸上に連行するまでの数分間静かにしていた。被告に対して。私は、船長が鉄の索止栓を引くのを見なかつた。あなたは酔つていた。

署名 ジョン・ルーサーフォー

ド・クレイク

ジョン・プレストン、同船の二等航海士は、正式に宣誓して陳述した。私は、一月六日のことを覚えてゐる。船長が甲板にやってくる、ペドロに、ここは誰であろうと寝るべきところではないと言つた。そこで給仕は、起き上がつて、彼が船の後部に属していることと、そこにいることは正当であると船長に言つた。それから、彼は、船長に悪態をついた。そこで、船長は、私に手銃をかけると命じた。私はそうした。のちに、彼は手銃をこわした。彼は船尾にきた。船長は、私が二回目の手銃を彼にかけるように望んだ。私は、手を切りながら大変苦労してそうした。そこで、彼は、通路へ行つて、船尾に行き、船長にまた悪態をついた。船長は上陸して、彼が戻ってくるまで監視するように強く望んだ。彼は、彼を拘束した二人の士官と一緒に戻つてきた。

被告に対して。私は、船長の手から鉄の索止栓をとらなかつた。それは木製であつた。船長は、索止栓をまったく使用しなかつた。

法廷に対して。手銃をかけたあとで、被告は、手銃をこわすかそれをほかした。甲板の被告を見た船長は、再び彼に手銃を

かけるように私に強く望んだ。私は彼の方へ行つて、私は彼に手銃をかけなければならぬと言つた。そこで、彼は、火かきをとつて、近よると火かきを使うぞと私に言つた。私は彼の方へ行つた。そこで、彼は、通路へ走り込み、ナイフを手に入れて、ナイフをちらつかせながら、近づくなと私に言つた。私は、彼のそばへ行かなければならぬのだと彼に言つた。私は、もう一本のナイフを手にしたが、必ずしも暴行を加えるのではなくて、盾として手にしたのである。それから、再度、私は彼に手銃をかけた。

署名 J・プレストン

評決

有罪。

判決

先の判決の期間が満了してから数えて四週間収監されるべし、および訴訟費用一ドル五〇セントを支払ふべし。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事

にして領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

(130) ジョン・プレストン対ルイス・ペドロ

No.9警察

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一〇月二一日月曜日

副領事にして領事代理H・S・ウィルキンソンの前で

ジョン・プレストン(英国船オケアー 被告は、上記船舶の二

ナ号の二等航海士)

対

ルイス・ペドロ(同船のコック兼給仕)

として告発された。

被告は、覚えがないと主張する。私はその時酔っ払って

た。

ジョン・プレストンは正式に宣誓して陳述した。先の訴訟で

宣誓供述したように、囚人が私に捕まらないうちにナイフを持

ったことは真実である。

署名 ジョン・プレストン

被告は、プレストンを殴るためではなく、自分を防衛するた

めにナイフを持ったと主張した。

評 決

有罪。

判 決

先の判決の期間が満了する時から六カ月間収監され、訴訟費用一ドル五〇セントを支払うべし。刑の満了に際し、治安の維持と善行の保証として、被告自身が二〇〇ドル、二人の保証人(44)が各自一〇〇ドルを提出すべし、それができない場合には、高等法院の承認に従い被告は国外追放されるべし。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事

にして領事代理

兵庫大阪英国領事館の印

(131) ジョージ・フラートン対エドワード・ハイナー

ド

No.26警察

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一〇月二一日月曜日

副領事にして領事代理H・S・ウィルキンソンの前で

ジョージ・フラートン(英)被告は、一〇月二〇日の夜、許可

国船ゾーラル号の船長)

対

エドワード・ハイナード

なく離船したとして告発されてい  
る。

被告は、離船したが今朝五時には甲板にいたと主張する。

ジョージ・ターフ (Turff)、上記船舶の二等航海士。被告が  
今日の仕事をしなかったことを私は知っている。彼は、昨夜上  
陸する許可を一切得なかった。彼はコックである。私は彼が船  
長に悪態をつくのを聞いた。

命 令

船上に移送され、訴訟費用一ドル五〇セントを支払うべし。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事

にして領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

(132) ライザー・ゲッティンガー対バーナード・コウ

ン(一)

No 23

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一〇月二二日火曜日

副領事にして領事代理 H・S・ウィルキンソンの前で

ライザー・ゲッティンガー) 原告は、原告と被告が共同して岩

対

バーナード・コウ

崎藩に貸与した金銭の、原告の使  
用すべき利息四五ドルが被告によ

つて受領されたと主張する。

原告は、問題の四五ドルを受領したが原告の用に供するため  
ではないと主張する。

ライザー・ゲッティンガーは正式に宣誓して陳述した。私は  
コウンと共同経営をしている。一八七一年八月一日に我々は共  
同経営を解消した。彼は、私に差額が私に支払われるべき二通  
の約束手形を渡した。その手形の四〇〇ドルは一カ月以内に、  
四三六ドルは、彼が日本人から受け取った時に支払われること  
になっていた。

〔二通の約束手形が提出された。AとB〕

彼は、一八七二年二月二日に最後の二三六ドルを支払っ  
た。

私は、日本人との取引の計算書を提出する〔被告によって承  
認されている〕。私はこの取引に四分の一関与している。彼は、  
そこから一切私に支払わなかった一八〇ドルの利益を得た。

料

これは、共同経営の解消を示す手書きの文書である。

法廷に対して。八月に二〇〇ドルを私に払った際に、彼は、日本人から金を受け取った時に残金を支払おうと私に言った。

資

彼は、利益について私に何も言わなかった。私は、彼が利益を得ていることについて知らない。コウン氏は、二月一六日にはじめて私に利益について語った。その時私は分け前を要求した。彼は、私は利益と一切関係がないと言った。

署名 ライザー・ゲッティンガー

命令

明日朝一〇時まで延期するものとする。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事

にして領事代理

兵庫大阪英国領事館の印

(133) ヘンリー・ネザーソウル対ジェームズ・ウットン

No. 79

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一〇月二二日火曜日

副領事にして領事代理 H・S・ウィルキンソンの前で

ヘンリー・ネザーソウル 一八七一年六月一日から二日にかけて、被告の使用人に供給されたまか

対

ジェームズ・ウットン

ない料について。

被告は、食料が申し立てのようには供給されなかったと主張する。

ヘンリー・ネザーソウルは正式に宣誓して陳述した。一八七一年に、私は、神戸ビリヤード・サロンと下宿屋とを経営していた。一八七一年四月一四日に、ウットン氏は、私のところへやってきて食事をとり、下宿した。彼は、私に、支払いについてはカービー商会に行くようにと言った。五月二五日に、ウットン氏は、窓から落ちて肋骨を折った。私は医者呼びに行つた。医者は、夜にはウットンには付き添いがあるとウットン氏に言ったので、日本語ができないから、ヨーロッパ人の召使がいいと彼は言った。ウットン氏は、召使にチャウチャウ犬を家に入れさせるように私に頼んだ。私はそうした。その召使は、家にはいつてき、小使とコックとを打ちのめし、家からたたき出した。それは、六月二一日のことであった。彼はよくこのことをやった。それから、私は、ウットン氏のところへ行つて、もはやまかないを出すことはできない、というのは召使がいな

(140)



いからだと言った。彼は、カービー氏のところかどこか他のところからまかないをとることができると私に言った。二一日には、コックがいないので、私は、夕食をとりに行かねばならなかった。数日後にウットン氏は出ていった。私は、カービー商會のハンター氏に支払いを求めて勘定書を送った。ハンター氏は、ウットン氏の勘定を支払うと私に言った。しかしながら、彼は、召使のまかない料は余分の支出であるので、支払いを拒絶した。そこで、私は、勘定の残金を支払ってくれないかとウットン氏に頼んだ。彼は、カービー商會に支払うと私に言った。彼は、私に対する債務よりも、私のカービー商會に対する債務の方が多いと言った。私は、召使いの二一ドルについて、カービー商會からも被告からも支払いを決して受けなかった。

署名 H・ネザソウル

ウィリアム・アレキサンダー・トンブソン、貸し馬屋は、正式に宣誓して陳述した。私は、ウットン氏がネザソウルの家で召使を使っていたのを知っている。私は、彼がいつ来て、いつ出ていったか知らない。しばしば食事をとりに来たことを私は覚えていいる。食事は、ウットン氏が横になっているところに運ばれた。

署名 W・A・トンブソン

これで、原告のための陳述を終える。

ジョン・オーウェンズ (Owens)、ウーラン鉄工所のボイラー修理工の親方は、正式に宣誓して陳述した。私は、ウットン氏の召使がネザソウル氏のところを下宿していたことを覚えている。何日かは言えない。彼が食事をしたのは四日か五日以内である。ネザソウル氏と召使の間でいざこざがあったこと、私は覚えていいる。その件があつてから、私は彼に決して会わなかった。そのけんかのあとは、ウットン氏の食事はコックによつて運ばれた。その後、召使はこなかった。私はこのけんかがあつた日付を思い出せない。

原告に対して。けんかがあつたのは、夕食が求められた時と同じ時間であつたとは思わない。

法廷に対して。ウットン氏が出たのは、けんがかあつてから一カ月近くたつてからであつた。その後、召使はウットン氏の世話をしたが、食堂では彼を見かけなかった。

署名 ジョン・オーウェンズ

ベンジャミン・ローリング、警察官は正式に宣誓して証言した。ウットン氏が病気の時に、私は、彼の召使と一緒に彼を助けた。何回か、召使のためにパンとチーズとビーフステーキとを買うために、彼は、私に金を渡した。二、三回は、私は、パ

料 シフィックのマッシュューズ夫人のところへ行つたものだが、彼女は、調理済食品をウットン氏に送り、召使もよくそれを食べていた。その時には、召使は、ネザーソウル氏から食事をとらなかつたことを私は知っている。私が召使のために食物を買つたのはその月の七日か八日ごろであつた。私は、召使がF・C・

資 カービー商会のところへ行つて、すでに用意されていた皿を持つてくるのを私は見た。ウットン氏がその召使をよんで彼が残したものを召使のせいにするのを私は見た。他の食事は、私がそこにいる間にきた。それがネザーソウル氏からのものであつたかどうか知らない。

原告に対して。私が昼の間に買った食べ物を彼が食べるのを私は見た。

署名 B・ローリング

ジュームズ・ウットンは正式に宣誓して陳述した。私は、その召し使いを二日間養つた。彼は、私の部屋の外の通路で火鉢で肉を料理した。この部屋は、ネザーソウルの家の反対側であつた。私が住んでいた家はネザーソウルのものであつた。

判決

被告は、原告に対して、五ドルと訴訟費用七ドルとを支払うべし。

署名 H・S・ウイルキンソン

女王陛下の副領事  
にして領事代理

兵庫大阪英国領事館の印

(134) 女王対ヘンリー・ペン

Na 37 刑事

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一月二日火曜日

副領事にして領事代理 H・S・ウイルキンソンの前で

女王、松の訴による

対

ヘンリー・ペン

一〇月一日に松に暴行を加えたとして、被告は、告発された。

訴えは取り下げられた。被告は、訴訟費用一ドル五〇セントを支払うべし。

署名 H・S・ウイルキンソン

副領事にして領事代理

兵庫大阪英国領事館の印

(135) ジェームズ・ウッド対ウィリアム・ラムゼイ

No. 67

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一〇月二二日火曜日

副領事にして領事代理 H・S・ウィルキンソンの前で

ジェームズ・ウッド

対

ウィリアム・ラムゼイ

一二五ドルの為替手形についての召喚。

ペンジャミン・ローリングは、九月一六日の召喚状の送達を立証した。

命令

被告が、原告に、訴訟費用四ドルとあわせて一二五ドルを支払うべしと命令する。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事

にして領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

(453)

(136) ライザー・ゲッティンガー対バーナード・コウン

(二)

No. 23

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一〇月二三日水曜日

副領事にして領事代理 H・S・ウィルキンソンの前で

ライザー・ゲッティンガー

対

バーナード・コウン

審問が再開された。

原告は、共同経営上の取引の計算書を提出した。

判決

合意によって、評決は二〇ドルとみなされる。被告は、原告に対し、二〇ドルを支払うべし。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事

にして領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

(454)

(137) 亀吉、治平対トーマス・ブラウン

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一月二三日水曜日

副領事にして領事代理 H・S・ウィルキンソンの前で

No. 80

亀吉 (英国蒸気船ミアーカ号の船員)

対

トーマス・ブラウン (上記船舶の船長)

No. 81

治平 (英国蒸気船ミアーカ号の船員)

対

トーマス・ブラウン (上記船舶の船長)

原告は、賃金残額七ドル五〇セントを請求する。

原告は、賃金残額七ドルを請求する。

亀吉。私はこの契約に署名した。私は、月に一五ドルを得ることになっていた。長崎の領事は、私はどれぐらいの間働かねばならないかについては言わなかった。私は七ドルの前金をもらった。領事館のブラウン氏は、私と一緒に税関に行った。我々は、通行許可をもらった税関へ全員で行った。税関では、契約の説明は一切なかった。私は、それはニューチャンに行つて

(45)

二〇二

から長崎へ戻るものと考えていた。私は、船長に残金を請求した。ニューチャンで牛肉が紛失した。我々は捜したけれども発見できなかった。船長は、牛肉を食べたものを発見するまでは賃金を払わないと言った。我々は金も食料も一切なかったの(45)で、訴えにやつてきた。

被告に対して。船長は我々に食料をくれた。

署名 亀吉

治平は、真実を語ることを正式に約束してから陳述した。この契約は私のために署名された。私は、税関でも、七ドルの前金を受け取った領事館でも、契約の意味を聞かなかった。土曜日に、私は金をほしいと頼んだ。船長は、ニューチャンで牛肉を捜し出すまで、金を一切やらないと言った。食料がほしい場合にはスチュワードが我々に与えることになっていると私は言われた。我々は、通行許可のために長崎の税関で二両一分を支払った。我々は、各々全員二両一分を税関で支払った。我々は、長崎で食料代として各々二両を支払いもした。長崎では、我々は、乗船する前の下宿料を支払わねばならなかった。

署名 治平

命 令

訴えは却下される。船員達は即刻船に戻るべきであり、船長

は、食料購入に必要な金銭を支払うべきである。許可にもとづ  
く下船の際には、一切減額してはならない。訴訟費用は免除す  
る。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事

にして領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

(130) 治安侵害

No. 38 刑事

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一〇月二三日水曜日

副領事にして領事代理 H・S・ウィルキンソンの前で

法廷の前で、その行為が治安侵害を起こしそうであるとい  
うことで告発されているジョシュア・ウエストモースランドの事件  
について。

サミュエル・ポリット・アイザック・ウォーカーとジェーム  
ズ・ハリスとの宣誓により、ジョシュア・ウエストモースランド  
の行為が治安侵害を起こしそうであることを理解するに十分な

(457)

理由のあることが法廷に対して明白であるので、令状により彼  
は法廷に連行され、治安維持のために、ウエストモースランド自  
身は五〇〇ドル、二名の保証人は各々二五〇ドルの保証金を寄  
託するように要請された。

さらに、上記ジョシュア・ウエストモースランドが保証金を整  
えることに失敗したので、高等法院の裁可に従い、彼は日本か  
ら英国へ強制送還されるべし、そのような裁可があるまで拘留  
されるべしと命令する。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事

にして領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

(139) ジョン・ウッド・ローズ対ジョン・ヘンリー・

ウィグナル

No. 68

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一〇月二六日土曜日

副領事にして領事代理 H・S・ウィルキンソンの前で

(458)

料 ジョン・ウッド・ローズ

対

ジョン・ヘンリー・ウィグナル

原告は、賃金の残り九六ドルを請求する。

資

被告は、三三セントの金額については債務を認諾するが、残余については債務が決してなかったと主張する。

計算書を検討し、両者から聴取したところ、被告が原告に対して二八ドル三三セントの債務を負っていることが判明した（これは、九七ドル一七七セントを割り引いたあとのものである。被告は、時計については三三ドルとたわしについて一五ドルとをH・W・テイバー商会に対して説明しなければならぬ）。

命令

それゆえ、即刻被告が原告に対し訴訟費用三ドルとともに二八ドル三三セントを支払うべしと命令する。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事

にして領事代理

兵庫大阪英国領事館の印

(140) チャールズ・スルーズ対ウィリアム・ラムゼイ

No 65

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一〇月二六日土曜日

副領事にして領事代理 H・S・ウィルキンソンの前で

チャールズ・スルーズ

対

ウィリアム・ラムゼイ

二〇〇ドルの為替手形についての特別召喚。

ベンジャミン・ローリングは、九月一二日の送達を立証した。

命令

被告は、原告に対して訴訟費用四ドルとあわせて二〇〇ドルを支払うべしと命令する。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事

にして領事代理

兵庫大阪英国領事館の印

(14) ウィリアム・ラムゼイ対ウィリアム・ハウルズ

No 32

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一〇月二八日月曜日

副領事にして領事代理 H・S・ウィルキンソン

ウィリアム・ラムゼイ

対

ウィリアム・ハウルズ

原告は賃金残額一四八ドル五六セントを請求する。

被告は、出廷し、彼が請求された金額の債務を負っていることを認めたので、以下のように命令する。

命 令

被告は、原告に、訴訟費用五ドルとあわせて一四八ドル五六セントを支払うべし。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事

にして領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

(60)

(14) アーチボルド・ギレスピー・ウォーカー対ウィリアム・ペッティングルー(一)

No 39 刑事

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一〇月二九日火曜日

副領事にして領事代理 H・S・ウィルキンソンの前で

アーチボルド・ギレスピー・ウォーカー

対

ウィリアム・ペッティングルー (Pettingrule)

被告は、一〇月二八日に原告に暴行を働いたとして告発された。

被告は、無罪を主張した。

アーチボルド・ギレスピー・ウォーカーは、正式に宣誓して陳述した。私は、英国船ベンモア号の二等航海士である。被告は、機関長である。昨日の朝、私は、船の甲板の後部ハッチの側に立っていたが、機関長が別の一団と一緒にやってきた。私の方を指さして、この一団に、機関長は、あれが君らが海岸で聞いた気違いだと言った。彼は部屋へ下りて行ったが、また甲板にやってきて、すべての注意をこの気狂いに向けてから、彼

(61)

料は船室におりていった。

署名 A・G・ウォーカー

(被告は、泥酔し人をばかにするような振舞いを行うので、  
法廷の閉廷まで拘留され、審問は、しばらく延期される。被告  
は弁解のため再度召喚され、審問が再開されるべし。)

四六四頁(訳注 原頁)を参照。

(143) ジョン・プレストンによる非行と暴行(-)

女王陛下下の裁判所 兵庫

一八七二年一〇月二九日火曜日

副領事にして領事代理 H・S・ウィルキンソンの前で

№27 警察

ジョージ・S・カー(英国船オケア

ーナ号の船長)

対

ジョン・プレストン(二等航海士)

被告は、大変反省していると陳述した。

№28 警察

ロバート・リドル・ホープ

(英国船オケアーナ号の見習)

対

ジョン・プレストン(二等航海士)

海士)

被告は、一〇月二八日に原告に  
暴行を加えたとして告発され  
た。

両方の訴訟は、明日水曜日午前一〇時まで延期された。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下下の副領事

にして領事代理

兵庫大阪英国領事館の印

(144) ジョージ・S・カー対トーマス・ブレイ

№29 警察

女王陛下下の裁判所 兵庫

一八七二年一〇月二九日火曜日

副領事にして領事代理 H・S・ウィルキンソンの前で

ジョージ・S・カー(英国

船オケアーナ号の船長)

対

トーマス・ブレイ(甲板員)

被告は、一〇月二五日金曜日から  
許可なく離船したとして告発され  
た。



被告は、離船を認め、酔っていたと陳述した。

判 決

四週間収監し、逮捕費用五ドル、訴訟費用一ドル五〇セントおよび収監費用を支払うべし。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事

にして領事代理

兵庫大阪英国領事館の印

(45) アーチボルド・ギレスピー・ウォーカー対ウィ

リアム・ペッティングルー(一)

ウォーカー対ペッティングルー四六一頁(訳注 原頁)

アーチボルド・G・ウォーカーの尋問が開始された。彼とスチュワードとは一緒に話していた。私は、甲板から彼が「二等航海士のあの給仕人は証明書を持っていない。彼はペテン師だ」と言うのを聞いた。船室の天窓は開いていた。私は、彼が私を豚と呼ぶのを聞いた。私は船室の天窓からハッチへ歩いて戻り、五分後に機関長は船室から出てきて、私に、「お前は豚だ、私はお前の役に立った」、私が船の二等航海士に適してい

(46)

ないと言つて、手をふりあげて、船に彼が戻れない時には何かしてやると私を脅迫した。それから、彼はウィンチを清掃していた男、マクマハン(McMahon)のところへ行つて、彼を豚、給仕人と同様呼び、なぐるぞと脅した。彼は、天窓すなわち機関室の入口に行つて、そこで手をふりあげて、「やつつけてやる」という言葉をくりかえした。彼はこの部屋へやってきたが、私は、彼が二等機関士と三等機関士とに、私が今夜は寝ないと言つて聞いた。私は、二等機関士が彼に、腹を立てるな、機会があるまで上陸するのは待てと言つて聞いた。その時、私はそれ以外には一切耳にできなかった。

法廷に対して。私は、彼が私のことについて話すのを聞きに行つたことはない。

署名 A・G・ウォーカー

ジェームズ・マクマハンは正式に宣誓して陳述した。私は、ペンモア舟の有能な船員である。私は、ペッティングルーがウォーカーに話しかけるのを聞いた。彼は、彼を、豚、給仕人、と呼んだ。それから彼は私に話しかけた。私はウィンチを清掃していた。私がいた時には、ウォーカー氏は、被告に一語も決して言わなかった。その時、私はウィンチのところに行った。二等機関士と三等機関士とは左舷甲板にもたれかかっていた。

料 同日の朝、私は、彼が二等航海士を気狂いと呼ぶのを聞いてた。

署名 ジェームズ・マクマハン

資 アレキサンダー・プレントイス (Prentice)、ベンモア号の三等機関士。原告と被告がいさかきをおこしている時に、私は甲板にきた。私は、言われたことを全部聞かなかった。ウォーカー氏は、一回か二回、「行け。わかった。」と言った。

原告に対して。私は、機関長が「気狂い」という言葉を話すのは一切聞かなかった。

署名 アレキサンダー・プレントイス

ウィリアム・アルフレッド・ハウエル (Howell) ベンモア号の船長は、正式に宣誓して陳述した。機関長が甲板にやってきた昨日、私は甲板にいた。機関長は、彼の銃をもって友人と一緒に船上にやってきて、昇降口を降りていった。その時、私は、一人の紳士と話をしていたので、私は、機関長が何かを言ったのを聞かなかった。しかし、二等航海士は、彼が気狂いであるといったのでそこにはやいることはできないと言った。私は、そのようなことに気をつけても何の役に立つのだというような趣旨のことを言ったと思う。一時間ぐらいい後に、二等航

航海士は、訴えのために上陸したいと希望したので、私は、彼に上陸する自由を与えた。

法廷に対して。現在機関長が完全にしらふであると信ずる。

私は、二等航海士もしらふであると思ふ。私は、彼らのいずれについても不満は一切ない。機関長は、同じ所有者に属する他のボートにそれ以前には乗っていたのでそこにはいなかった。

署名 ウィリアム・アルフレッド

ド・ハウエル

### 判決

被告は、六カ月間行動を慎む保証として、彼自身は二〇〇ドル、保証人一名が一〇〇ドルを課され、さらに訴訟費用二ドル五〇セントを支払うべし。このことに失敗した時には、収監されるべし。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事  
にして領事代理

兵庫大阪英国領事館の印

被告は、要求された二〇〇ドルについて誓約し、ウィリアム・アルフレッド、ベンモア号の船長は、一〇〇ドルについて誓約

した。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事

にして領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

(後記) 本稿は、一九九〇年度大阪経済法科大学研究補助金  
助成による研究成果の一部である。